

第7期施設整備計画の変更について

資料3

小規模多機能型居宅介護又は、看護小規模多機能型居宅介護は在宅生活が継続できるよう支援するものですので、今後増加することが見込まれている高齢者及び要介護認定者にとって必要な施設と考えます。第7期計画では小規模多機能型居宅介護又は、看護小規模多機能型居宅介護 1 施設を公募により事業者選定し整備を実施する計画としておりました。

しかし、令和元年度に応募事業者が無かったため、令和2年度に変更することを決定した。

あわせて、定員 25 名としていましたが、定員を限定する意味は特になく、サービス給付費への影響は少ないと考えますので、29 名以下とする。

○居宅サービス

変更前

施設種類		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
小規模多機能型居宅介護又は、看護小規模多機能型居宅介護	施設数		1	
	定員数		25	



変更後

施設種類		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
小規模多機能型居宅介護又は、看護小規模多機能型居宅介護	施設数			1
	定員数			29 人以下